

最低賃金の引上げに関する意見書

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものであることから、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、労働の価値に見合った水準が確保されるべきである。その意味で、賃金のセーフティネットといえる最低賃金制度は極めて重要である。

しかしながら、「民間給与実態統計調査」(国税庁・２０２０年)によれば、貧困から抜け出せないといわれる年収２００万円以下の勤労者は、全体の２３％にも達している。また、２０２１年１０月１日以降、千葉県の最低賃金の水準は、時間額９５３円であり、週５日・フルタイム勤務であっても年収２００万円に達していない。

コロナ禍から日本経済を復旧し、再び成長軌道にのせるためには、雇用の安定とともに、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが必要である。同時に、地方から都市への労働力の流出防止、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展へ拍車をかけるためにも、最低賃金を引き上げることが不可欠である。

そこで、政府及び関係機関に対し、下記、要請する。

記

- 1 地域別最低賃金について、憲法第２５条、労働基準法第１条、最低賃金法第１条を踏まえ、経済的自立を可能にするとともに、生活を営む賃金水準を目指し、関係機関との調整を図ること。
- 2 産業別最低賃金の適用労働者数を適切に把握するよう各地方労働局に対し、指導を徹底すること。
- 3 中・小規模事業者支援策の周知や業務改善助成金の活用促進に努めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

衆院議長、参院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、内閣官房長官

２０２１年１２月１５日
千葉県流山市議会